

国立大学法人東京外国語大学 英語学習支援センター規程

〔平成20年 9月10日〕
規則 第 51 号

改正 平成21年 5月13日規則第133号 平成22年 3月12日規則第 9号
改正 平成26年 3月25日規則第 27号

(設置)

- 第1条 東京外国語大学に、英語学習支援センター（以下「センター」という。）を置く。
2 センターの英語での名称は、English Learning Center とし、略称をELCとする。

(目的)

- 第2条 センターは、学生の自律的英語学習を推進することなどを通して、総合的に英語学習を支援することを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、前条の目的を遂行するため、次の各号に掲げる業務を行う。
(1) 英語学習支援・評価システム連環プログラムの開発及び運営
(2) 既存の英語eラーニングプログラム及び独自で開発した英語学習プログラムの運営並びに学習データの管理
(3) 英語の外部試験を用いた学習効果の測定及びスコアデータの管理
(4) 独自で開発した評価システムの運営及び成績データの管理

(組織)

- 第4条 センターは、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター運営委員
- (4) その他の職員

(センター長)

- 第5条 センター長は、センター運営委員の互選により選出し、学長が指名する。
2 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。
3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
4 センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

- 第6条 副センター長は、センター運営委員のうち1名をセンター長が指名する。
2 副センター長は、センター長を補佐する。
3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
4 副センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター運営委員)

- 第7条 センター運営委員は、本学専任教職員のうちから学長が指名する。
2 センター運営委員は、センターの業務を推進する。
3 センター運営委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター運営委員会)

第8条 センターに、センターの運営について審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学部長
- (4) センター運営委員

3 センター長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

4 センター長は、委員会を招集し、その議長となる。

（庶務）

第9条 センターに関する庶務は、学務部教務課において処理する。

（細目）

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が定める。

附則

この規程は、平成20年9月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月25日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学外国語学部英語学習支援センター規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。